



☆ 令和2年度 事務局の地区担当者

令和2年11月27日 発行

林田 博昭	木下 真由美	松本 直樹	馬場 裕道	前田 愛子
地 区 名	地 区 名	地 区 名	地 区 名	地 区 名
潤	上町・上町中央・上新町	南 本 町	高 田 ・ 池 田	西 町 ・ 北 新 地 ・ 新 田
浦 志 ・ 泊 ・ 油 比	老 松 町 ・ 笹 山	篠 原 ・ 多 久 ・ 美 咲 が 丘	東 町 ・ 北 本 町	筒 井 町 ・ 荻 浦 ・ 弁 坂
怡 土	長 糸	三 坂 ・ 蔵 持 ・ 香 力	高 上 ・ 山 北 ・ 曾 根	加 布 里
周 船 寺	志 摩	有 田 ・ 有 田 中 央	二 文	長 垂 以 東 の 西 区
元 岡	早 良 区 ・ 城 南 区	今 宿 ・ 北 崎	西 署 管 轄 外	

令和2年分の年末調整は何が変わる？		支部総会と令和2年分青色申告会員必携	
① 給与所得控除と公的年金等控除の見直し ■控除額を一律10万円引き下げる。 ■上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、上限額を195万円に		新型コロナウイルスの影響でR2年支部総会が出来ません 例年ですと支部総会にみえられた方に無料で配布して おりました 会員必携 ですが、今年に限り【支部活動費】の 予算から全正会員に無料配布する事と致しました。	
② 配偶者、扶養親族等の所得要件の調整 ■配偶者控除・扶養控除の要件：合計所得金額 48万円以下 ■配偶者特別控除 合計所得金額 48万円超 133万円以下		★ 記帳代行募集中 ★	
③ 基礎控除の見直し ■38万円から48万円に引き上げられました。 但し合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に引き下げら 2,500万円を超えると控除額は0円になります。		貴方は日計表に日々の取引を記入するだけ。 後は通帳・領収書等を添えて事務局に依頼 するだけで青色申告特別控除65万円が適用 (費用はデータ量により)	
④ 所得金額調整控除の導入 ■給与所得のみの場合の調整は次のいずれかに該当する人 本人が特別障害者に該当する場合、又は23歳未満の扶養親族や 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合です。		☆ 無 料 相 談 会 の ご 案 内 ☆	
⑤ ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し(年末調整)		弁護士と税理士による無料相談会を毎月 行なっております。一人で悩まずに お気軽にご相談下さい。(☎ 予約制)	
(1) 夫と死別、事実婚無し、総所得金額48万円以下の子あり、合計所得700万円 →本人が合計所得500万円超なので寡婦にもひとり親にも該当しない【控除無】		☆法律相談 12月10日(木) 13:30~ 池辺弁護士	◆税務相談 12月24日(木) 13:50~
(2) 未婚、事実婚なし、総所得金額48万円以下の子あり、合計所得450万円 →本人が合計所得500万円以下なのでひとり親に該当する【35万円控除】		☆法律相談 1月26日(火) 13:30~ 堀田弁護士	◆税務相談 1月28日(木) 13:50~
(3) 夫と離婚、事実婚なし、扶養親族(子以外)あり、合計所得500万円 →本人が合計所得500万円以下なので寡婦に該当する【27万円控除】		☆法律相談 2月16日(火) 13:30~ 安田弁護士	◆税務相談 2月13日(土) 13:50~
(4) 妻と死別、事実婚なし、総所得金額48万円以下の子あり、合計所得500万円 →本人が合計所得500万円以下なのでひとり親に該当する【35万円控除】		◆税務相談 2月27日(土) 13:50~	☆法律相談 2月16日(火) 13:30~ 安田弁護士
(5) 夫と離婚後事実婚、子あり、合計所得330万 →事実婚の状況にあれば寡婦にもひとり親にも該当しない【控除無】		◆税務相談 3月6日(土) 13:50~	☆法律相談 3月18日(木) 13:30~ 池辺弁護士
		『青色共済』+『傷害特約』	
		速やかな給付・大きな安心…病氣と怪我の総合補償 共済会費…月額1,000円 → 相互扶助 → 必要経費 傷害特約…月額1,250円 → 怪我の通院は1日目から 申込締切日 5月17日 補償開始日 6月1日	
◆ 社 会 保 険 の 保 険 料 率 ◆			
会社と被保険者負担	令和2年3月分~	本人負担 (1/2)	
健康保険	10.320%	5.160%	
介護保険	1.790%	0.895%	
厚生年金	18.300%	9.150%	
全額会社負担	令和2年4月分~	本人負担	
子ども子育て拠出金	0.36%	0.000%	
青色申告特別控除について			
青会に決算書の作成を依頼されていない自計の方で 電磁的記録による保存・承認申請を受けていない方は 複式簿記で記帳されていても青色申告特別控除額は 55万円が上限です。決算書(紙)・申告書(会よりe-Tax)			
◆ 令和2年度の雇用保険料率のお知らせ ◆			
	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	0.30%	0.60%	0.90%
建設の事業	0.40%	0.80%	1.20%
農林水産の事業	0.40%	0.70%	1.10%
※ 注 意 ※			
令和2年4月1日において 満64歳以上の雇用保険 被保険者も令和2年度分 から雇用保険料が免除に なりません。			
令和3年 新年祝賀会 について		事務局 冬季休業日	
新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、感染防止の為 1月15日(金)に予定しておりました新年祝賀会は中止になりました		令和2年12月29日(火)~令和3年1月4日(月) 令和3年1月5日(火)から通常業務いたします	